

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（２件）.....（総務業務センター）	47
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（総務業務センター）	49
○家畜伝染病検査の命令（２件）.....（畜産振興課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	51
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	52
○道路の供用の開始.....（道路課）	52
○水防警報河川の指定.....（河川課）	52
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	52

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定.....	53
-----------------------	----

告 示

北海道告示第484号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年７月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（１台分に係る１月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式	4 台
イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式	4 台
ウ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式	6 台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成20年10月１日から平成24年９月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館９階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）
- (2) 入 札 日 時 平成20年８月21日（木）午後１時30分（送付による場合は、平成20年８月20日（水）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 70台
- イ 予 定 時 期 平成20年９月ころ
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年１月15日付け北海道告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 ３に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申込書の提出

- (1) 提出の時期 平成20年7月25日（金）から同年8月12日（火）までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで（送付による場合は、平成20年8月11日（月）必着）

- (2) 提出場所 3に同じ。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 204 - 5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Personal Computer 4 1 set
b . Personal Computer 4 1 set
c . Personal Computer 6 1 set

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., August 21, 2008

(Mailed bids must arrive no later than August 20, 2008.)

C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita3-jo,

Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

北海道告示第485号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 318台

イ パーソナルコンピュータ 1台

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成20年9月30日

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センター）

- (2) 入札日時 平成20年8月21日（木）午後2時30分（送付による場合は、平成20年8月20日（水）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ賃貸借 70台
イ 予 定 時 期 平成20年 9 月ころ
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年 1 月15日付け北海道告示第17号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3 に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のア及び 3 の(1)による。
- 9 入札参加申込書の提出
- (1) 提 出 の 時 期 平成20年 7 月25日(金)から同年 8 月12日(火)までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前 9 時から午後 5 時まで(送付による場合は、平成20年 8 月11日(月)必着)
(2) 提 出 場 所 3 に同じ。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011 - 204 - 5076
- 11 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured :
a . Personal Computer 318
b . Personal Computer 1
- B . Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., August 21, 2008
(Mailed bids must arrive no later than August 20, 2008.)
- C . Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第486号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープル及び用紙を除く。))の供給を含む。以下同じ。) 2 台分に係る 1 か月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価
(2) 調達台数及び調達予定枚数
2 台及び 1 か月当たり 66,000 枚(2 台分の調達予定枚数)
- 2 落札を決定した日
平成20年 7 月 2 日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西10丁目 4 番地133
- 4 落札金額
基本料金 一式 0円
複写料金 1 枚当たり 80 銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年 6 月 3 日付け北海道告示第377号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

北海道告示第487号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年 7 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実 施 の 目 的
牛の結核病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北 広 島 市	平成20年9月8日から11月14日まで
当 別 町	同 9月29日から11月14日まで
石 狩 市	同 10月6日から11月14日まで
札 幌 市	同 10月14日から11月14日まで
江 別 市	同 10月27日から平成21年1月9日まで
陸 別 町	同 8月11日から10月24日まで
足 寄 町	同 10月14日から12月26日まで
帯 広 市	同 11月10日から平成21年1月16日まで
幕 別 町	同 12月22日から平成21年2月27日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第488号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

岩 見 沢 市 平成20年9月1日から平成21年3月27日まで

由 仁 町 同

北 見 市 同 10月1日から平成21年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第489号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字チセ子シリ293の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養

- 3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字チセ子シリ293の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び音威子府村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第490号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字三岱23の47（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第491号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年 7 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 3 (1) 解除予定保安林の所在場所 川上郡標茶町字ルルラン114の13（国有林） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに北見市役所及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第492号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成20年 7 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 釧路市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を釧路支庁産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第493号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法	（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成20年 7 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ｱ) 主伐は、択伐による。 (ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ｱ) 主伐は、択伐による。 (ｲ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ｳ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上士幌町・十勝郡浦幌町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ｱ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 上士幌町 (ｲ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ｳ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (㍑) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
--	--

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 河東郡上士幌町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
寿都黒松内線	寿都郡寿都町字大磯町24番1地先から	前	17.60mから	51.60m	—
北海道小樽土木現業所	寿都郡寿都町字大磯町92番地先まで		17.60mまで		
		後	17.60mから	51.60m	—
			17.60mまで		
		後	5.50mから	52.75m	—
			6.80mまで		
旭川環状線	旭川市忠和5条8丁目12番8地先から	前	22.00mから	27.40m	—
北海道旭川土木現業所	旭川市忠和5条8丁目12番8地先まで		30.60mまで		
		後	22.00mから	35.00m	—
			30.60mまで		
北見常呂線	北見市大和236番1地先から	前	14.00mから	231.40m	—
北海道網走土木現業所	北見市大和234番地先まで		23.00mまで		

後 21.50mから 180.50m —
56.00mまで

北海道告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 幕別帯広芽室線	帯広市東9条南21丁目5番1地先（河川敷地）から 帯広市東9条南22丁目1番2地先まで	平成20.8.1

北海道告示第496号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年 7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
古平川	幹 川 古平川	古平郡古平町大字浜町1529番地先の出 戸の沢川合流点から海まで	古平郡古平町大字沢江町334番地先の出 戸の沢川合流点から海まで

北海道告示第497号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 7月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

夕張市昭和その2

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線によって囲まれた区域

市 字	地番	標柱番号
-----	----	------

夕張市 昭和 2 番 1 1、2、3、4	
公 表	
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、二級河川古平川水系古平川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道小樽土木現業所事業部治水課及び余市出張所に備え置いて閲覧に供する。 平成20年 7 月25日 北海道知事 高 橋 はるみ	

